

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月25日
【会社名】	三井倉庫ホールディングス株式会社 (旧会社名 三井倉庫株式会社)
【英訳名】	MITSUI-SOKO HOLDINGS Co., Ltd. (旧英訳名 MITSUI-SOKO Co., Ltd.) (注)平成26年10月1日付の会社分割による持株会社制への移行に伴い、会社名を上記の通り変更しております。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 圭
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 中山 信夫
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋三丁目20番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長藤岡圭及び常務取締役（最高財務責任者）中山信夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末日である平成27年3月31日を基準日として内部統制の評価を行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的・質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後の金額が高い拠点から合算して「重要な事業拠点」と選定した。その選定した重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目として保管料、倉庫荷役料、港湾作業料、運送料、不動産収入、その他収入に至る業務プロセスおよび見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象としている。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成27年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

4【付記事項】

当社とソニー株式会社は、ソニーグループが日本、タイ及びマレーシアの子会社で営むロジスティクス事業に関して、当社が出資し、合併事業を開始することについて合意し、平成26年12月22日に最終契約を締結し、平成27年4月1日付でソニーサプライチェーンソリューション株式会社の全株式の66%を当社がソニー株式会社から取得しております。この株式の取得は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【特記事項】

該当なし。